

## 令和7年度都道府県単位保険料率決定までの流れ

令和6年10月29日 熊本支部評議会

- ・令和7年度平均保険料率について、支部評議会の意見聴取  
⇒本部運営委員会へ支部意見提出

済

2ページ

令和6年12月2日 本部運営委員会

- ・令和7年度平均保険料率について、47支部評議会の意見報告

済

3ページ

令和6年12月23日 本部運営委員会

- ・令和7年度平均保険料率について、協会としての対応決定

済

令和7年1月14日 熊本支部評議会

- ・令和7年度都道府県単位保険料率について、支部評議会で議論  
⇒支部評議会の意見を踏まえ、支部長から理事長へ意見提出

4ページ～

令和7年1月29日 本部運営委員会

- ・47支部長の意見を踏まえ、令和7年度都道府県単位保険料率決定

厚生労働大臣による認可

# 令和7年度平均保険料率にかかる熊本支部評議会の意見

令和6年度第2回熊本支部評議会（開催日：令和6年10月29日）

## 【総論】

- **「10%を維持するべき」と「引き下げるべき」の両方の意見があった。**

## 【個別意見（要旨）】

（学識経験者評議員）

- 中小企業の現状を踏まえると、多額の準備金が積み上がるなか、保険料率が下がらないというのは受け入れ難い。現在加入している事業主、加入者は、今後の協会けんぽの財政が悪化する材料ばかり与えられている。そういった方々の感情を考えれば、中長期的に10%を超えないというだけでなく、10%を上限として、0.1%でもフレキシブルに上げ下げする方が受け入れやすいのではないか。あえて準備金を減らすことも必要ではないか。賃上げトレンドの今だからこそ、しっかり検討していただきたい。
- 将来の医療費の上昇を抑えるため、「保健事業の一層の推進」として説明のあった「若年層への健診の拡充」に注力していただきたい。

（事業主代表評議員）

- 中長期的な視点で考えることが重要で、できるだけ長く10%を超えないようにしていただきたい。そのために、今は10%を維持するべき。
- 10%から引き下げるべき。賃金上昇、物価高騰等すべての金額が上昇しており、今後も上昇する。賃金の上昇だけでも社会保険料の上昇が見込まれる。そのうえ料率まで上がれば会社の存続にも関わる。すべての負担が増加し中小企業の倒産件数が増加するのではないかと危惧する。

（被保険者代表評議員）

- 引き下げとなるのが有難いが、先行きが非常に不透明な時に、引き下げという大きな決定するのは困難。中長期的な視点での10%維持が望ましい。
- 将来のことを考えるべきであり、10%維持が望ましい。
- 将来のため10%維持はやむを得ない。ただし、支出となる保険給付の範囲の見直し等について意見発信していただきたい。

# 平均保険料率にかかる47支部の意見と協会としての対応

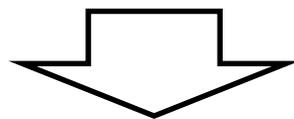
令和6年12月2日開催  
第132回運営委員会  
資料1-4より抜粋

## 令和7年度平均保険料率について

※ ( ) 内は昨年の支部数

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ① 平均保険料10%を維持するべきという支部 | 36支部 (40支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部       | 10支部 (6支部)  |
| ③ 引き下げるべきという支部         | 1支部 (1支部)   |

(保険料率の変更時期については、47支部すべてにおいて、4月納付分(3月分)からとすることに対して異論は無かった。)



## 運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応

1. 平均保険料率について：10%を維持する。
2. 保険料率の変更時期について：2025年4月納付分からとする。

# 政府予算案を踏まえた収支見込（令和7年度）の概要

## 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		2023(R5)年度	2024(R6)年度		2025(R7)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2024年12月) (b)	2024-2023 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月) (c)	2025-2024 (c-b)	
収入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	119,963	1,770	
支出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57%
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	-	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	115,362	2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	4,601	▲ 888	
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
※(内数)		8,745	8,867	122	9,044	177	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

# 政府予算案を踏まえた収支見込（令和7年度）の概要

政府予算案を踏まえた2025(令和7)年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が12.0兆円、支出(総額)が11.5兆円と見込まれ、単年度収支差は4,601億円の見込み。

## 1. 収入の状況

収入(総額)は、2024(令和6)年度(直近見込)から1,770億円の増加となる見込み。

➤ 「保険料収入」について、主に標準報酬月額増加により1,402億円増加する。

## 2. 支出の状況

支出(総額)は、2024年度(直近見込)から2,658億円の増加となる見込みで、主な要因は以下のとおり。

➤ 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により991億円増加する。

➤ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になったことによる影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加すること等により1,499億円増加する。

## 3. 収支差と準備金残高

2025年度の「収支差」は、2024年度(直近見込)より、888億円減少して4,601億円になる見込み。

(収支均衡料率は、9.57%の見込み。)

2025年度末時点の準備金残高は6.2兆円の見込み。

# 令和7年度の介護保険料率と介護納付金について

## 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2024年12月)	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82%
	国庫補助等	0	1	1	2024年度保険料率： 1.60%
	その他	-	-	-	<u>2025年度保険料率： 1.59%</u>
	計	11,580	10,557	10,747	納付金対前年度比 ⇒ + 126
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	-	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 介護保険の令和7年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

2025(令和7)年度は、2024(令和6)度末に見込まれる剰余分(264億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.59%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.60%から2025年4月以降に1.59%へ引き下げた場合の2025年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額] 463円 (74,064円 → 73,601円) の負担減  
[月額] 34円 (5,440円 → 5,406円) の負担減

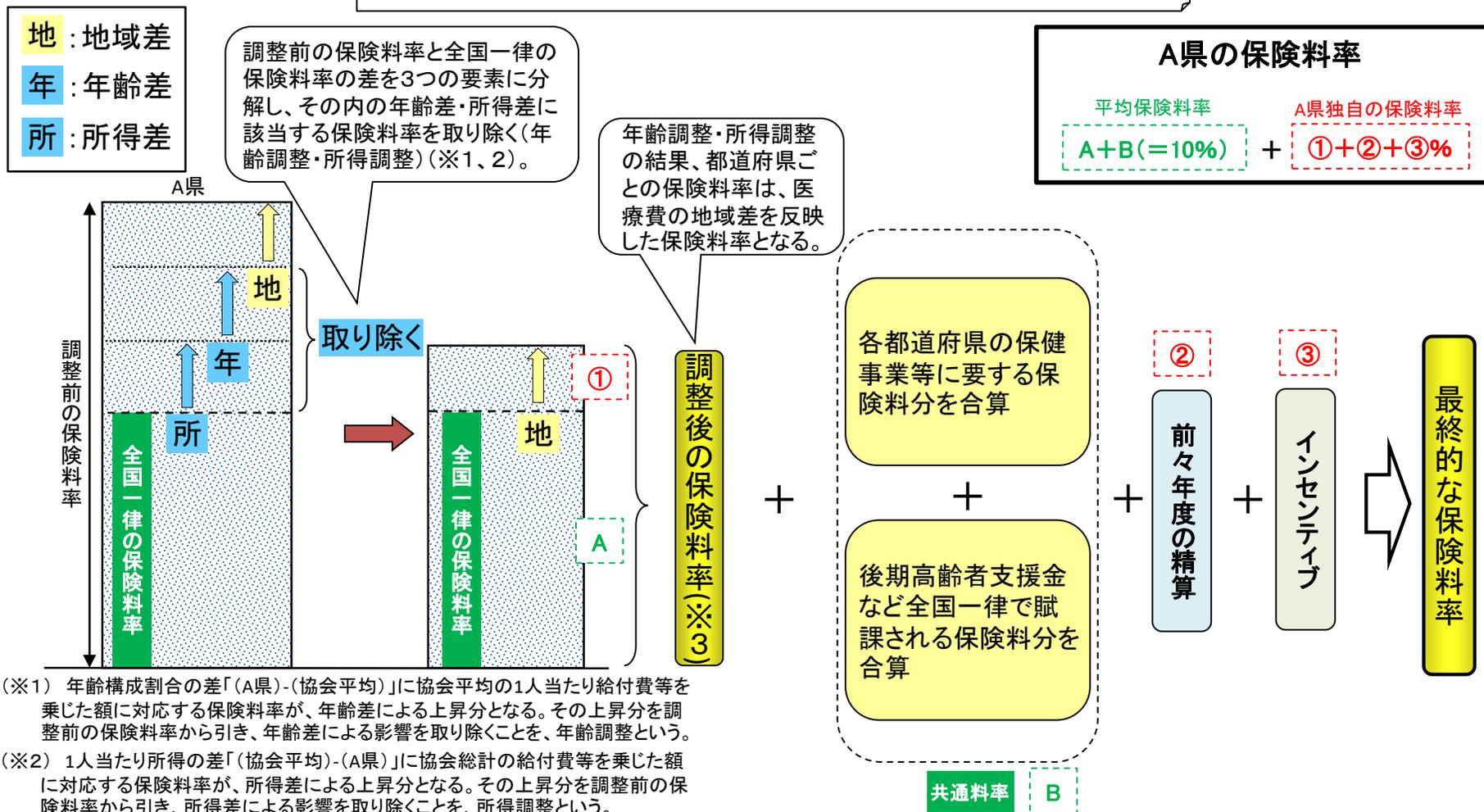
(注1) 標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.615月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和7年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

# 協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



# 令和7年度熊本支部の健康保険料率（案）

				標準報酬月額30万円の場合の月額 (労使折半前) (円)			
				増減 (%)			
				令和7年度	令和6年度	増減	
<b>平均保険料率</b>				<b>10.00</b>	10.00	±0	
	共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	4.65	4.60	0.05	13,950	13,800	150
	医療給付費分の平均保険料率	5.35	5.40	▲0.05	16,050	16,200	▲150
<b>熊本支部の保険料率</b>				<b>10.12</b>	10.30	▲0.18	
	共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	<b>4.65</b>	4.60	0.05	<b>13,950</b>	13,800	150
	<b>医療給付費分の都道府県単位保険料率 (調整後)</b>	<b>5.64</b>	5.75	▲0.11	<b>16,920</b>	17,250	▲330
	医療給付費分保険料率 (調整前)	6.34	6.46	▲0.12	19,020	19,380	▲360
	年齢調整	▲0.10	▲0.10	±0	▲300	▲300	±0
	所得調整	▲0.60	▲0.61	0.01	▲1,800	▲1,830	30
<b>前々年度精算分（下記参照※）</b>				<b>▲0.03</b>	▲0.05	0.02	
<b>インセンティブ分</b>				<b>▲0.137</b>	0.002	▲0.139	
				<b>▲411</b>	6	▲417	

※端数表示の関係上、合計が一致しない箇所がある。

## <※前々年度精算分について>

- ① 協会けんぽ決算における支部ごとの収支“見込み”と“実績”との差は2年後の都道府県単位保険料率で精算することとなっている。
- ② 令和7年度の前々年度（令和5年度）の協会けんぽの収支差は、**4,662億円**の黒字。
- ③ この収支差（**4,662億円**）を47支部で按分した熊本支部の“あるべき収支差”は**63億9,000万円**。
- ④ 「③あるべき収支差**63億9,000万円**」に対して、5年度熊本支部の“実際の収支差”は**68億7,000万円**。
- ⑤ 「③あるべき収支差」 < 「④実際の収支差」の場合、収支差の「黒字」となり、**黒字分4億8,000万円を令和7年度保険料で精算する。**  
この精算が保険料率を**0.03%引き下げる働きをする。**

# 令和7年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.78	1
10.47	1
10.41	1
10.36	1
10.31	3
10.25	1
10.24	1
10.21	1
10.19	1
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.13	1
10.12	1
10.11	1
10.09	1
10.03	2
10.02	1
10.01	1

22

保険料率 (%)	支部数
9.99	1
9.97	2
9.94	2
9.93	2
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.88	1
9.85	1
9.82	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.69	1
9.67	1
9.65	1
9.62	2
9.55	1
9.44	1

25

# 令和7年度都道府県単位保険料率の令和6年度からの変化（暫定版）

令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率（％）	金額（円）	
+0.36	+1080	2
+0.28	+840	1
+0.25	+750	1
+0.24	+720	3
+0.20	+600	1
+0.19	+570	1
+0.18	+540	1
+0.16	+480	2
+0.15	+450	2
+0.14	+420	1
+0.10	+300	2
+0.08	+240	1
+0.05	+150	1
+0.03	+90	3
+0.02	+60	4
+0.01	+30	2
0.00	0	1

29

令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率（％）	金額（円）	
▲0.01	▲30	1
▲0.02	▲60	2
▲0.04	▲120	2
▲0.05	▲150	2
▲0.06	▲180	1
▲0.07	▲210	1
▲0.08	▲240	1
▲0.09	▲270	1
▲0.10	▲300	3
▲0.12	▲360	1
▲0.13	▲390	1
▲0.18	▲540	1
▲0.20	▲600	1

18

注1. 「+」は令和7年度保険料率が令和6年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半前）の増減である。

# 熊本支部の健康保険料率の推移

一般被保険者	任意継続被保険者	平均健康保険料率	熊本支部健康保険料率	前年度増減	インセンティブ*	介護保険料率
平成21年9月分から (都道府県単位保険料率へ移行)	平成21年10月分から	8.20%	8.23%	+0.03%	—	～H21.2 1.13% H21.3～ 1.19%
平成22年3月分から	平成22年4月分から	9.34%	9.37%	+1.14%	—	1.50%
平成23年3月分から	平成23年4月分から	9.50%	9.55%	+0.18%	—	1.51%
平成24年3月分から	平成24年4月分から	10.00%	10.07%	+0.52%	—	1.55%
平成25年3月分から	平成25年4月分から	10.00%	10.07%	±0	—	1.55%
平成26年3月分から	平成26年4月分から	10.00%	10.07%	±0	—	1.72%
平成27年4月分から	平成27年5月分から	10.00%	10.09%	+0.02%	—	1.58%
平成28年3月分から	平成28年4月分から	10.00%	10.10%	+0.01%	—	1.58%
平成29年3月分から	平成29年4月分から	10.00%	10.14%	+0.04%	—	1.65%
平成30年3月分から	平成30年4月分から	10.00%	10.13%	▲0.01%	—	1.57%
平成31年3月分から	平成31年4月分から	10.00%	10.18%	+0.05%	—	1.73%
令和2年3月分から	令和2年4月分から	10.00%	10.33%	+0.15%	▲0.013%	1.79%
令和3年3月分から	令和3年4月分から	10.00%	10.29%	▲0.04%	▲0.033%	1.80%
令和4年3月分から	令和4年4月分から	10.00%	10.45%	+0.16%	▲0.037%	1.64%
令和5年3月分から	令和5年4月分から	10.00%	10.32%	▲0.13%	▲0.047%	1.82%
令和6年3月分から	令和6年4月分から	10.00%	10.30%	▲0.02%	0.002%	1.60%
令和7年3月分から	令和7年4月分から	10.00%	10.12%	▲0.18%	▲0.137%	1.59%

据え置き